



みんなで見守って 高齢者の消費者 トラブルを防ごう

高齢者の消費者相談の現状

全国的に、高齢者や社会的経験の少ない若者など、社会的に弱い立場にある人を狙った悪質商法などの消費者被害が後を絶ちません。

日本では、4.5人に一人、約2,900万人が65歳以上の高齢者です。そのうち約半数の人が一人または高齢者同士で暮らしています。

このような状況から、全国の消費生活センター（消費生活相談室）には、毎日高齢者を狙った消費者トラブルの相談が数多く寄せられ、特に70歳以上の人の高額な被害が目立ちます。

しかし、内閣府の調査によれば、被害にあっても、どこにも相談しなかったという高齢者も多く、実際に相談機関を訪れる人はあまり

多くないというのが現状です。

消費者トラブルの特徴

①だまされたことに気づきにくい

「私はだまされたことがない」と言う人も、話をしていくと高額な契約をさせられている場合があります。悪質業者は優しい言葉で近寄ってきて、高齢者の話し相手になってくれます。

高齢者の中には、まさか自分がだまされているとは思わないことも多いのです。

②被害にあっても誰にも相談しない

被害にあったと分かって、恥ずかしく思ったり、迷惑をかけたくないと誰にも相談しない人が少なくありません。だまされた自分が悪いと自らを責める人もいます。悪質業者の中には「誰にも言うてはいけない」と口止めをするケースもあります。

まわりの人の気づきが大切

被害を防ぐためには、高齢者自身が悪質商法や契約に関する知識を身につけ、注意することはもちろんですが、高齢者と日常的に接しているまわりの人が、高齢者を見守ることがとても重要です。

家族が遠くに住んでいる高齢者のみの世帯では、普段家族と接することができません。そうした中で、高齢者を見守り、何かあったときに助けられるのは、近所の人や、地域の民生委員、介護ヘルパーやケアマネジャーなどです。周りの人たちが高齢者の暮らしの中の変化に気づき、相談機関につながることで、消費者トラブルを未然に防いだり、被害の回復を図ったりすることができます。

被害にあったら相談を！

市では、専門の相談員が問題解決のための助言やあっせんなどを行っています。まずはお気軽にご相談ください。みんなで見守り、支えあい、高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう。

相談窓口

消費生活相談室（市役所1階 産業振興課内）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）10時～12時・13時～16時

☎ 22-6965

男女共同参画推進講演会

～男女共同参画—今ともに歩み出す時～ 共に生き・共に育てる

日時 6月25日（土）13時30分～15時

場所 市民館大ホール 入場料 無料

講師 作家／タレント／よい子に読み聞かせ隊隊長 志茂田 景樹 さん

プロフィール 1940年静岡県生まれ。中央大学法学部卒。1980年7月「黄色い牙」で直木賞を受賞後、作家活動、タレント活動、ファッションモデル、教育講演など多彩な活躍中。家庭における童話絵本の読み聞かせの必要性を痛感して読み聞かせボランティアメンバーと共に全国で活躍を行っている。

問い合わせ 人権推進室 ☎ 22-7736

